

請願・陳情参考資料

平成21年11月25日

商工労働部

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
<p>21年 - 26 (21.10.27)</p>	<p>商 工 労 働</p>	<p>改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について 鳥取県労働者福祉協議会 理事長 安田 邦夫 (鳥取市天神町30-5)</p>	<p>○陳情内容 すべての人が多重債務に陥らないように、現存する多重債務者が早期に救済されるよう、以下項目の施策を国に対して求める意見書を提出すること。 <u>1. 改正貸金業法を早期に完全施行すること</u> <u>2. 自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の充実を支援すること</u> <u>3. 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること</u> <u>4. ヤミ金融を徹底的に摘発すること</u></p> <p>●貸金業法等改正の主な内容 (H19.12.19改正法施行) [H21.6.18施行] ・貸金業務取扱主任者の資格試験実施 (国家資格へ) ・貸金業者の財産的基礎要件引上げ (2,000万円) [H22.6.18までに施行] ・貸金業務取扱主任者 (有資格者) の配置義務化 ・貸金業者の財産的基礎要件引上げ (5,000万円) ・グレーゾーン金利の廃止 (上限金利の引下げ) ・総借入残高が年収の1/3を超える貸付の原則禁止 ※11/13に金融庁が「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を設置、改正による規制強化策の妥当性を協議。</p> <p>●中小企業向けセーフティネット貸付の拡充状況 [政府系金融機関における経営環境変化対応貸付] ・融資限度額引上 (中小・商工中金4.8億円→7.2億円) ・一般貸付との別枠化 (国民生活4,800万円) ・融資期間・据置期間延長 (運転7→8年、据置2年→3年) ・対象者要件の緩和 (売上減少10%以上→5%以上) ・雇用維持・拡大に対する金利引下げ (0.1%) ・償還条件変更等への柔軟な対応 等</p> <p>【参考】 [信用保証制度等] ・緊急保証制度の創設、対象業種拡充 (H20.10.31ほか) ・中小企業金融円滑化法 (償還猶予等) ※国会審議中</p>

〔鳥取県企業自立サポート融資〕

- ・ 小規模事業者融資、特別利率の創設 (H20.10.31)
- ・ 借換資金制度の拡充 (H20.10.31、H21.2.23ほか)
- ・ 貸付条件変更措置 (償還猶予) の拡充 (H21.7.1)
- ・ 経営活力再生緊急資金の創設 (H21.10.19)

● ヤミ金融事犯の検挙状況 ※警察本部生活環境課まとめ
〔全国及び本県の検挙状況の推移〕

区分\年別		H17	H18	H19	H20	H21.6末
全国	検 挙 事 件 数	339	323	484	437 6月末 229	239
	検 挙 人 員	706	710	995	860 6月末 405	455
鳥取	検 挙 事 件 数	8	3	4	5 6月末 2	2
	検 挙 人 員	19	28	7	6 6月末 2	2

※ 事件数とは、事件単位ごとに計上した数である。

- ・ H20年中の全国におけるヤミ金融事犯の検挙事件数は437事件。前年と比べ検挙事件数 (前年比-47件)、検挙人員 (前年比-135件) とも減少。
- ・ H20年中の本県におけるヤミ金融事犯の検挙事件数は5事件で、前年に比べ1件増。

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
21年 - 34 (21. 11. 20)	商 工 労 働	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について 鳥取県弁護士会 会長 寺垣 琢生 (鳥取市東町2-221)	<p>○陳情内容</p> <p>すべての人が多重債務に陥らないように、現存する多重債務者が早期に救済されるよう、以下項目の施策を国に対して求める意見書を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>改正貸金業法を早期に完全施行すること</u> 2. 自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の充実を支援すること 3. <u>個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること</u> 4. <u>ヤミ金融を徹底的に摘発すること</u> <p>●貸金業法等改正の主な内容 (H19.12.19改正法施行)</p> <p>[H21.6.18施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸金業務取扱主任者の資格試験実施 (国家資格へ) ・貸金業者の財産的基礎要件引上げ (2,000万円) <p>[H22.6.18までに施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸金業務取扱主任者 (有資格者) の配置義務化 ・貸金業者の財産的基礎要件引上げ (5,000万円) ・グレーゾーン金利の廃止 (上限金利の引下げ) ・総借入残高が年収の1/3を超える貸付の原則禁止 <p>※11/13に金融庁が「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を設置、改正による規制強化策の妥当性を協議。</p> <p>●中小企業向けセーフティネット貸付の拡充状況</p> <p>[政府系金融機関における経営環境変化対応貸付]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額引上 (中小・商工中金4.8億円→7.2億円) ・一般貸付との別枠化 (国民生活4,800万円) ・融資期間・据置期間延長 (運転7→8年、据置2年→3年) ・対象者要件の緩和 (売上減少10%以上→5%以上) ・雇用維持・拡大に対する金利引下げ (0.1%) ・償還条件変更等への柔軟な対応 <p style="text-align: right;">等</p> <p>【参考】</p> <p>[信用保証制度等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急保証制度の創設、対象業種拡充 (H20.10.31ほか) ・中小企業金融円滑化法 (償還猶予等) ※国会審議中

[鳥取県企業自立サポート融資]

- ・ 小規模事業者融資、特別利率の創設(H20.10.31)
- ・ 借換資金制度の拡充(H20.10.31、H21.2.23ほか)
- ・ 貸付条件変更措置(償還猶予)の拡充(H21.7.1)
- ・ 経営活力再生緊急資金の創設(H21.10.19)

● ヤミ金融事犯の検挙状況 ※警察本部生活環境課まとめ
[全国及び本県の検挙状況の推移]

区分\年別		H17	H18	H19	H20	H21.6末
全国	検 挙 事 件 数	339	323	484	437 6月末 229	239
	検 挙 人 員	706	710	995	860 6月末 405	455
鳥取	検 挙 事 件 数	8	3	4	5 6月末 2	2
	検 挙 人 員	19	28	7	6 6月末 2	2

※事件数とは、事件単位ごとに計上した数である。

- ・ H20年中の全国におけるヤミ金融事犯の検挙事件数は437事件。前年と比べ検挙事件数(前年比-47件)、検挙人員(前年比-135件)とも減少。
- ・ H20年中の本県におけるヤミ金融事犯の検挙事件数は5事件で、前年に比べ1件増。